

会議名 (審議会等名)	川西市図書館協議会		
事務局 (担当課)	教育振興部 中央図書館 内線(4581)		
開催日時	平成20年8月22日(金) 午後3時00分～午後5時00分		
開催場所	川西市立中央図書館 5階 視聴覚室		
出席者	委員	藤井 収、仲井 徳、森 明子、近藤詩壽代、後藤悦子、末澤雅子、大月健司、柴田順子	
	事務局	森岡中央図書館長、藤本主査、高木主査	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	4人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 協議事項 (1) 指定管理者制度の導入について 3. その他 4. 閉会		
会議結果	別紙のとおり		

平成20年度第3回川西市図書館協議会

1. 開会

事務局あいさつ

議長（会長）あいさつ

2. 協議事項

(1) 指定管理者制度の導入について

事務局（館長）より資料1にもとづいて説明、参考資料の配布

質問・意見等（要旨）

委員：資料1に書かれていることは、これまでの話し合いの内容が集約されているのでよいと思う。川西市の体育施設もこれまで1団体が指定管理者となっていたが、現在公募制となった。地域との密接な関係、市民とのつながりが大切である。経費節減のために行っていることの前に精神性を問われても困るといった話もあるが、この時点で市民との関わりが絶たれているのではないか。これからは高齢者が増えるので、企業にまかせておけるものではない。

委員：まず経費があり運営がなされている。これについて効率化は大切なことである。しかし図書館は企業のバランスシートといった評価はなじまない。地域の活性化の基点として図書館は活躍して欲しい。

委員：総務省からの通知は重要である。

委員：特に危機管理については行政機関でないといけないかと思う。

委員：明石市の事例によると、指定管理導入により新しく始めたサービスがあるため、導入事例が少ないのでダメということはないと思う。導入には賛成しないが、メリットを取り入れるようにしてはどうか。また、行政による運営は予算から切り離して考えることはできない。導入後の試算は人件費のみのものであり減少となっているが、これをもって導入しないというには根拠が薄いと思う。箕面市のように、貸出コスト削減の努力など川西にも求められているのではないか。協議会としては理念の次にどんな努力をしているのかを見ていくことが重要と思う。

委員：合理化のメリット、デメリットについて、なぜメリットとなりデメリットとなるのかの検討が必要ではないか。

委員：これまでの意見は資料1の最後の2行に集約されているが、もっと具体的にしていくことが必要なのではないか。また、ボランティアについてもっと表に出していくと良いのでは。

委員：方向性を示す、集約するとなればこのような形になってしまう。

委員：方向性だけでなく、具体的なメリット、取り入れたい内容など、提言に盛り込まないまでも資料として作成して欲しい。

委員：説得力をつけて欲しい。川西市後期基本計画にある生涯学習のベースを担っている施設である。中央図書館の名前にもそれが表れている。

委員：利用料を取っている施設の運営が成り立っているのは分かるが、利用料を取っていない図書館の運営が成立するのかが知りたい。またどんな企業が入っているか知りたい。

委員：NPO運営もあるが、企業の大半は人件費で調整している。あるいは出版取次によるマージンもあるが、それ以外の収益は考えられないのが現状。

委員：図書館サービスそのものを安定して行っているかどうか、継続・蓄積性につきと思う。

委員：：提言はどこまで報告されるのか

事務局：教育委員会で報告する。また6月議会の一般質問に対し「協議会の提言を尊重する」と答弁している。この姿勢に変わりはない。

- 議長：教育長まで報告するということですね。
- 事務局：その通り。
- 委員：市民の要求というと大人を想定するが、図書館の利用者は幼児から大人までである。市民とした場合その広い範囲を読み取ってもらえるのか。
- 議長：含まれていると思う。
- 委員：そぐわないということだけで説得力があるのか。
- 委員：方向性は出ているので、公表できる資料の補強が必要と思われる。
- 委員：1冊の貸出コストの比較や図書館の規模によっても違ってくる。
- 委員：市民には意外に知られていないこと。このことは協議会では分からない。事務局で資料は用意されたい。
- 委員：今後の努力目標としてでも作成してはどうか。
- 委員：図書館の導入状況が1.8%であるのは、契約が5年単位である等、なじまない理由はある。総務省通知にも表れている。
- 委員：協議会としては導入に賛成しないという意見に変わりない。導入しないとすれば目標達成の内容について報告してもらいたい。
- 議長：図書館年報、全国公共図書館調査などの資料が活用できる。
- 委員：協議会提言が尊重するという事で受け入れられた場合、その後具体的なことはどうなっていくのか。
- 議長：協議会は館長の諮問、意見の機関である。館長から諮問があれば協議をすることになる。
- 委員：諮問がなければ協議を行えないのか。
- 議長：意見具申もできるので、望ましくない方向に進んでいるのであれば、協議会として意見することができる。提言についてほかに修正点はありますか。
- 委員：導入について時期尚早というので、この文章でよい。
- 委員：資料1のP2(1)から(7)に生涯学習の基盤となる、地域コミュニティと一体となって等新しい言葉、将来的なものを盛り込んではどうか。
- 委員：これからの図書館という意味で、情報化に対応する情報センター的な役割というのを盛り込んではどうか。
- 議長：図書館法の改正に対応してですね。
- 委員：その通り。これからは資料収集するのではなく情報を取り扱うことになる。
- 議長：(1)資料の収集方針をはじめ、を図書館は情報センターとしてに変更してはどうか。
- 議長：変更するとすればどのようなものか。
- 委員：現状であれば現在の文言で充分であるが、次の段階で情報センターであることを視野に入れて欲しい。
- 委員：次の課題としてはよいと思う。
- 議長：修正がありました。記号(1)から(7)を①から⑦とする、項目4、6、7を項目④⑥⑦とする、また、直営の図書館のみにを、直営の図書館にのみとするとしてよろしいですか。現時点ではこの文章でよろしいですか。ほかにご意見がないようであれば、修正したものを作成し、館長宛に提出したいと思いますが、それでよろしいですか。
- (全委員了解)

3. その他  
協議事項なし

4. 閉会

以上